

平成二十四年十月五日（金曜日）

第十二委員会室

午後一時開議

出席委員 十七名

委員長 大津 浩子君

副委員長 橘 正剛君

副委員長 服部ゆくお君

副委員長 増子 博樹君

理事 松葉多美子君

理事 吉原 修君

理事 いのつめまさみ君

加藤 雅之君

田中 健君

鈴木 章浩君

くりした善行君

中屋 文孝君

中谷 祐二君

興津 秀憲君

早坂 義弘君

西崎 光子君

吉田 信夫君

欠席委員 なし

出席説明員

教育長 比留間英人君

東京都技監建設局長兼務 村尾 公一君

総務局長 笠井 謙一君

主税局長	新田 洋平君
生活文化局長	小林 清君
都市整備局長	飯尾 豊君
環境局長	大野 輝之君
福祉保健局長	川澄 俊文君
産業労働局長	中西 充君
港湾局長	多羅尾光睦君
水道局長	増子 敦君
下水道局長	小川 健一君
消防総監	北村 吉男君

本日の会議に付した事件

東日本大震災を踏まえ、東京都地域防災計画の見直しに向け、今後、東京で発生が懸念されている大規模地震などへの対策をあらゆる角度から強化することについて調査・検討する。

報告事項（質疑）

- ・東京都地域防災計画の修正素案について

○田中委員 それでは、質問を開始させていただきます。

東京の沿岸部は、南西に開口部を持つ比較的浅い東京湾の最も深い位置に位置をしているため、高潮の影響を極めて受けやすい地形となっております。そのため、東京の沿岸部や低地帯では、過去、幾度かの高潮等による水害に見舞われてまいりました。

このことから、高潮に対する防護というのは、過去に国内で最大の高潮被害をもたらした伊勢湾台風が東京に襲来してきた場合を想定し、堤防高を設定してきたということであります。

一方、津波に対する防護というのは、関東地震を想定した平成三年の東京都の防災会議のシミュレーションによる隅田川、荒川河口部での津波高一・二メートルをこれまで水準としてきました。

今回の東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋側を中心に広い範囲で津波が観測されて、多くの死者を出し、また、堤防、

水門等の施設にも大きな被害をもたらしました。

東京においては、津波による直接的な被害はなかったものの、津波高は晴海において一・五メートルが観測され、これまでの想定を超えるものでありました。このため、従来の地域防災計画では、水害対策といえば高潮対策中心でありましたが、今回のこの素案の中には津波対策を大きく取り上げることとなりました。

都は、今回の地域防災計画の中では、区部東部地域の海拔ゼロメートル地帯を中心に、河川施設にかかわる新たな整備計画や、ゼロメートル地域での広域避難シミュレーションを実施することとしておりますが、そもそも、水門が機能しなければ、また堤防が決壊してしまえば、大きな被害が生じるおそれがあります。今回の被害想定でも、最大二千五百棟が全半壊するとの試算も出ております。

そこで、東京港の質問について、まず伺います。

まず、現在の水門は建設当時からどの程度の年数がたち、また、それぞれの水門の耐震化というのはどのような対策がとられているのか、伺います。

○多羅尾港湾局長 東京港の十九カ所の水門については、昭和三十七年度から五十二年度に建設され、築後三十五年から五十年程度経過しております。

平成十八年度に策定した海岸保全施設の整備計画に基づき耐震対策を進めてきており、十五カ所の水門については今年度中に完了する予定でございます。

また、新たな被害想定に対しては、改めて耐震性を確認し、このほかの四カ所の水門も含め、必要な対策を講じてまいります。

○田中委員 水門を実際に見ても、大変古い、五十年というものもありますから、耐震化は大丈夫なのかという声は多々あったのでありますが、今年度じゅうにその耐震化が、十五の水門が済むということですので、順次進めていただきたいと思っております。

また、水門がその機能を果たさないと大きな被害が出るおそれがあることから、このたび、水門の管理運営体制を強化してきたということですが、どのように変わって対応がなされているのか伺います。

○多羅尾港湾局長 東京港においては、高潮対策センターからの遠隔操作などにより、東日本大震災当日も、支障なく全十九カ所の水門を閉鎖いたしました。

今後の災害においても、水門がその機能を確実に発揮することが極めて重要であり、あらゆる不測の事態を想定した対策を講じてまいります。

具体的には、今後の管理運営体制をより強化するため、高潮対策センターの二拠点化等を図ってまいります。

○田中委員 二拠点化については、この委員会でも話が出て、バックアップ機能ということでは物すごく大事なことでありますので、ぜひ進めていってほしいということがありました。

その二拠点化も受けて、地震・津波に伴う水害対策のあり方に関する提言というのが検証委員会から出されておまして、このハードの面からさらに進んで、非常時に水門等の操作をする方が住んでいる住宅の耐震性まで確保しなければ、しっかりと機能しないというような提言も出ております。

そこまで考えるかという方もいるかもしれませんが、この水門も、二拠点化したとしても、運転するのは人でありまして、操作するのは人でありまして、ハード面が進んできたということではあります。ぜひ今度は人というものにも着目して対策を進めていただきたいと思っております。

水門の話が続けますと、十五の水門、耐震化が進んだということですが、残りの四つは、私の住む大田区の水門であります。この大田区の水門は、他の水門と違い、手動での開閉がなされており、今回の遠隔操作からは外れております。

そんな中、このたび防潮堤への切りかえがなされるということですが、その内容と今後の計画について伺います。

○多羅尾港湾局長 大田区の四カ所の水門のうち、南前堀水門については、地元区のまちづくりや周辺水域の利用状況等を勘案し、水門を廃止して防潮堤を整備していくこととし、必要な調査を進めてまいります。

この周辺では、地元大田区が海辺の散策路の整備を計画しており、

防潮堤の整備が地元のまちづくりや安全性の向上に資するものと考えております。

また、貴船、呑川、北前堀水門については、引き続き地元区と協議しながら、まちづくりとの整合や周辺環境への配慮など総合的な視点から検討し、対応してまいります。

○田中委員 わからない方は、ちょっと想像が難しいかもしれないのですが、この四つの水門は、ほかの水門と違って、水が流れているわけでもなくて、行きどまりであります。水門としての役割というのは終えているというか、今はしておらないと思います。ですので、残り三つも、これは耐震化が進んでいないということでもありますので、ぜひ早急にこの対応をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

七月の九州の北部豪雨で、河川の堤防決壊やはんらんが相次いだことから、国が全国の河川の堤防を緊急点検したところ、荒川の下流域においては、点検したうちの七五%で強度や高さが不足して対策が必要と判断されたという報道が先日なされておりました。中でも、水浸透による決壊への対策が急がれることとされております。

荒川というのは国の管理でありますから、都が直接対応をとることはできないのでありますが、しかしながら、防災を総合的に考える上では、この現状も踏まえて対策をしていかなければなりません。

そこで、都の管理の河川の堤防における、この浸透への対策の現状について伺います。

○村尾東京都技監 今回の国の点検は、堤防高が局所的に低いなど流下能力の不足箇所や、堤防の浸透に対する安全性などについて調査したものでございます。

浸透に対する安全性の確認調査は、土でできた堤防を対象としており、コンクリートで被覆された高潮区間の堤防などにつきましては、浸透対策が講じられていることから除外されております。

都の管理河川では、秋川、浅川など五河川が対象となりますが、平成十七年、十八年度に既に調査を実施し、対策の必要なしとの結果を得ております。

なお、中川など高潮区間の河川では、堤防の裏面をコンクリート

で被覆するなどの浸透対策を行っており、今後とも、巡回点検を的確に実施し、必要な対策を講じるなど、安全・安心の確保に努めてまいります。

○田中委員 この報道を見たときは大変ショックで、都民の方も、ほかの河川は大丈夫なのかという方が多数いたものですから、お聞きをさせてもらいました。

今、都の管理の河川は大丈夫だということで一安心をしたわけですが、しかし、この調査をさらに読んでいきますと、国土交通省の関東地方整備局は、荒川を含む八水系を調査しておりまして、その結果を見ると、荒川だけではなくて、江戸川でも点検したうちの二五%、さらに多摩川でも一四%が、同じく強度、高さ不足で対策が必要なこととなっております。

先ほども申しましたが、荒川や江戸川や多摩川は国の管理であるため、都がどうこういえる立場ではありませんが、だからといって関係ないというわけではありません。住んでいる都民にとっては、どこの管理であろうとしっかり対応してほしいというのが本音だと思っております。

そして、さらに、この下流域は避難場所になっておりまして、実際、流下能力の不足によってボトルネック部分が大変弱くなっておりまして、避難場所に対しての危険もあるということでもあります。

私は、五月の質疑の中で、避難場所の設置基準についてを質問させてもらったとき、津波の対策も考えて、この避難場所を決めていかなきゃならないということがありました。今回、このような結果によって、豪雨においても対策が必要ということがわかりました。ぜひ国と連携して、危険度の高い地域から優先順位をつけて対策を進めることを要望して、次の質問に移りたいと思います。

区部における水害対策について聞いてきましたが、ここでは、さらに島しょ部についてお聞きをします。

まず、都が四月に発表した被害想定では、元禄型の関東地震による津波として、島しょ部では最大津波高を二十二・四メートルの想定がなされました。

この都の被害想定に加え、先般、内閣府から南海トラフの巨大地

震による被害想定が公表されて、都民を初めとする全国の人々の注目を集めました。この国の報告によりますと、南海トラフの被害想定においても高い津波の到着が想定されておりまして、島しょ地域の皆さんも非常に心配しておると聞いております。

そこでまず、南海トラフの被害想定の内容と、それに対する都の取り組みについてを伺います。

○笠井総務局長 内閣府の南海トラフの巨大地震による津波の想定ではありますが、発生頻度は極めて低いものの、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生し得る最大クラスの津波を推計したものでございます。

また、この被害想定では、都の島しょ部に最大で三十・九メートルの津波が想定され、津波による都内の全壊棟数は最大で千二百棟、死者数は最大で千五百人とされております。

しかしながら、各島ごとの詳細な被害状況が示されていないことなどから、都は、独自に南海トラフの巨大地震に関する被害想定を行うことといたしまして、先般、東京都防災会議の地震部会で検討に着手したところでございます。

○田中委員 南海トラフの巨大地震が引き起こすといわれる高い津波は、今おっしゃったように、大変発生頻度は低いということではありますが、しかしながら、このような津波に対しては、命を守るため、ないしは万が一というために、確実に避難を実施するための準備が重要になると思っております。

島しょ部の対策においては、今回の地域防災計画には、津波対策として避難場所の設置、漁港施設等の耐震性向上が挙げられておりますが、具体的にはどのような計画がなされているのか。また、この計画においても南海トラフへの想定に対応できるようになっているのか伺います。

○多羅尾港湾局長 南海トラフの巨大地震については、今後の東京都防災会議で示される被害想定等を踏まえ、避難施設の設置、漁港施設等の耐震性の向上など、島しょの必要な対策を検討してまいります。

島しょ部の津波対策としては、現在、短時間で津波の到達が想定

され、岸壁にいる観光客等が迅速に高い場所へ避難することが困難な大島の岡田港において、避難施設整備に向けた検討を進めております。

なお、南海トラフの巨大地震等による最大クラスの津波に対しては、ハード対策のみで浸水を防ぐことは困難であり、ソフト対策も含め、各局と連携を図ってまいります。

○田中委員 南海トラフにおける東京の被害というのは、今回の東京都が出した首都直下型や元禄型の関東大震災による被害に比べれば、先ほど被害想定もいただきましたが、かなり限定的ではありません。避難経路やハザードマップといった確実な減災対策をとれば、対応が不可能な今回の災害ではないと考えておりますので、そのためには島しょ部の町村とも連携をして、ぜひ確実な対策を進めてほしいと思っております。

次に、広域連携についてお聞きをいたします。

首都直下型地震などの大規模な災害が発生した場合、自衛隊というのは、都の災害派遣要請に基づき、警察、消防など関係機関と連携を図りながら、さまざまな災害活動を行うこととなります。

さきの東日本大震災においても、自衛隊による災害派遣部隊の活動は、人命救助、捜索活動、物資輸送のほか、さらには給食や給水や入浴、医療の各種支援に至るまで、実に多岐にわたるものであります。

地域防災計画では、自衛隊への災害派遣要請に関して、都と自衛隊との連携体制や部隊の受け入れ体制など、具体的な対応について述べられておりますが、災害時においては、陸上の災害活動はもとより、船舶や航空機を利用した救出活動、また救助物資運送といった活動も円滑に進めていくことが必要であります。

そのためには、訓練などを通じて、平素から陸、海、空それぞれの自衛隊との連携を深める取り組みを進めることだと思いますが、都の考えを伺います。

○笠井総務局長 首都直下地震などの大規模災害時におきましては、都と自衛隊による災害活動の連携が不可欠でございます。

そのため、これまでも総合防災訓練におきまして、陸上自衛隊に



よる救出救助活動はもとより、海上自衛隊の船舶による帰宅困難者輸送や、ヘリコプターによる負傷者の搬送、さらには航空自衛隊による救援物資搬送など、都と連携したさまざまな訓練を行い、陸、海、空の自衛隊との協力体制を強化してまいりました。

加えて、本年七月には、三つの自衛隊が都庁に参集いたしまして、都も参加して、首都直下地震を想定した図上訓練を実施いたしました。

今後とも、実践的な訓練を重ねるなど、自衛隊との連携をさらに深め、災害対応力を強化してまいります。

○田中委員 九月一日に行われた都の総合防災訓練を、私も見学させていただきました。木密地区を想定した警察、消防、自衛隊による救出救助などが行われてきたことは大変実践的であって、その効果がこれから見込まれることとっております。

また、今おっしゃっていただきました七月の図上訓練においては、これは自衛隊の統合防災訓練の一つだと思っておりますが、初めて、都だけでなく二十三区の区役所にも隊員を派遣する訓練が行われたということで報道もされておりました。図上訓練も行われたとのことですが、やはり一緒になって何かをやっていく、何度も何度も訓練をしていくという中で、お互いの力が何倍にも発揮できるものだと思います。

ぜひこういった訓練を進めてもらい、お互いの訓練を通じ、行政とも、また—どうしてもこの防災訓練、都がやるものは大きいものでありますし、海上や、また船を使った、空を使ったというのは、なかなか一般の人には身近な訓練ではないので、ぜひ一般の都民にももっと身近な存在となって連携ができますように進めてもらうことを要望して、次の質問に移ります。

広域連携のもう一つの柱は医療についてであります。

昨年三月の東日本大震災において、都は、宮城県の災害医療コーディネーターと連携して、全国から参集した医療救護班のリーダー役を担って、長期間にわたって医療救護班の派遣先の調整、市の災害対策本部との連絡調整を行ってきました。

その経験を生かして、昨年十二月に災害医療協議会を設置して、

都における災害医療体制のあり方について検討を開始して、ことし九月に、災害医療体制のあり方という報告書を作成いたしました。そして、この報告書をもとに、今回の地域防災計画の修正を行ってきたとお聞きしております。

報告書によれば、これまで、発生後おおむね四十八時間以内の初動期と、それ以降の二区分であったフェーズの区分というのを、東日本大震災での活動内容を踏まえて、二から六区分に細分化したとのことであります。

そこで、この地域防災計画における医療救護活動のフェーズ区分の見直しについて、都の考えをお伺いします。

○川澄福祉保健局長 都は、東日本大震災の経験を踏まえ、発災後、刻々と変化する医療ニーズに応じて必要な医療救護活動を的確に実施できるよう、フェーズ区分の見直しを行いました。

新たなフェーズ区分では、外傷治療や救命救急が中心となる発災後七十二時間までを、発災直後と超急性期の二区分に、また、その後、ライフラインが回復し、人的支援や物的支援の受け入れ体制が確立するまでの間を、急性期、亜急性期及び慢性期の三区分に、さらに、三カ月以降で通常診療機能がほぼ回復している時期を中長期と分類し、この六つのフェーズごとに、区市町村や医療機関など関係機関の役割分担を明確にしたところでございます。

○田中委員 この医療救護活動を六つの区分に明文化して役割を明確にしたということではありますが、災害時にこの医療救護活動を迅速かつ的確に実施するためには、災害拠点病院などの傷病者の受け入れ体制を整備するのが、同じく必要であります。

また、慢性期への対応を考えますと、災害拠点病院以外の病院、診療所の役割や、また区市町村が設置する医療救護所の役割も重要になってくると考えます。

都は、すべての病院を、災害拠点病院、災害拠点連携病院、さらに災害医療支援病院に、このたび区分しました。災害拠点病院は、国が指定要件を定めており、現在、都には七十病院あるとお聞きをしておりますが、災害拠点連携病院と災害医療支援病院は、従来にない考え方で区分であります。

そこで、この災害拠点連携病院と災害医療支援病院のそれぞれの役割についてお伺いします。

○川澄福祉保健局長 災害発生直後には、建物の倒壊、火災の発生等による多数の負傷者に的確に対応するとともに、慢性疾患や精神疾患患者等への継続的な医療を確保する必要があります。

このため、今回の地域防災計画の修正素案では、都内のすべての病院が災害時の医療に参画し、役割に応じた機能を発揮できるよう、災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院の三つに分類したところでございます。

災害拠点病院は重症患者の収容、治療を担い、救急告示医療機関を中心とした災害拠点連携病院は、主に、中等症患者や拠点病院での治療後に容体の安定した患者を受け入れることとしております。その他の病院は、災害医療支援病院として、精神科医療や透析医療など、災害時に不足する医療を継続して提供する役割を担うこととしております。

○田中委員 都が発表したこの被害想定を見ますと、マグニチュード七・三の北部地震が発生した場合、負傷者は約十四万七千六百人という数ですね。そのうちの重傷者が二万一千九百人に上るとされております。東京じゅう、あちらこちらに負傷者がいるという現状が想定できます。

被害が甚大で被災地の医療が不足している場合などは、今いった六区分のフェーズ、また、三つの病院区分というので機能的に働くかとは思いますが、近隣県や遠隔地への負傷者の搬送も必要になってくると思います。

こうした地域連携については、その対策を私たち都だけではできませんから、近隣県、また国に働きかけるとともに、都としても十分にこれからも検討していただきたいと思います。

続きまして、放射性物質対策についてお聞きをします。

東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故により、発電所から約二百二十キロ離れていたこの東京においても、都民の間に不安が広がり、都や区市町村の窓口にも相談が相次ぎました。

これまで、都において地域防災計画の原子力災害編が策定されて

おりましたが、遠隔地の原子力発電所の事故において大きな影響を受けるという事態は、これまで国内において発生した事例はなく、国においても想定がなされていなかった事態であり、具体的な対応が定められておりませんでした。

今回、この地域防災計画の修正素案には放射性物質対応が盛り込まれましたが、東日本大震災で明らかになった課題に対応するために、具体的にどのような対策を講じていくのか伺います。

○笠井総務局長 東日本大震災の経験のもとに、これまで各局でとられてきたさまざまな対応策を踏まえ、庁内における役割分担を明確化するとともに、都民の不安払拭に向けた情報提供の仕組みを構築する必要があります。

このため、今回の地域防災計画の修正素案では、放射性物質等による影響が生じた際に、都の災害対策本部のもとに、関係局で構成する放射能対策チーム、これは仮称でございますが、設け、被害情報等の共有化や必要な連絡調整を行うなど、円滑かつ的確に対応できるようにいたしました。

また、放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、大気、農林水産物、浄水場等の放射線量を測定、公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置するなど、各局連携のもと、都民に対する情報提供や広報活動を迅速かつ的確に行うこととしております。

○田中委員 原子力災害における住民避難などの基準を定めた国に原子力の防災指針というものがありますが、この中でも、住民の避難等に直結する防災対策の重点地域といわれるのは、あくまで原発から半径八キロないしは十キロ程度でありまして、もちろん、これに都は含まれる距離ではありません。その中でも、今回、放射性物質対策が地域防災計画の中に盛り込まれたということは、都がやる気があるというか、意気込みを感じると思っております。

しかし、忘れてはならないのは、都内の浄水場から微量の放射性物質が検出されて、大変にこの東京じゅうが混乱したことも記憶に新しいことでもあります。

また、放射能対策チームをつくるということではありますが、情報の共有化、一元化をできることというのが一つの前進ではあります

が、デマの情報や不確定の情報をどのように処理し、また発信していくのかといった課題もあるかと思います。

さらにいえば、この原子力の問題は、これから日本での事故だけではなく、お隣の中国等の海外の原発事故が起きないという可能性もあり得ません。あらゆる可能性を考えて、これからも対策をとっていただきたいと要望いたします。

それでは、火災対策についてお聞きをします。

東京においては、同時多発的に火災が起こることが想定をされて、すべての火災現場に消防車が来てくれるというのは到底無理な話であります。今回の防災計画素案の中でも、柱は、何といたっても初期消火や救助など地域住民の防災力であります。

その中で、この委員会の中でも、また、さきの本会議でも、消火栓を使ったスタンドパイプの議論が何度かされてまいりました。また、今回の素案の中にも、木密地域の火災への備えと称して、スタンドパイプの活用促進という項目が掲げられておりました。まさに自分の地域は自分で守るの精神のごとく、火災が起きたら、だれもが消火できる地域づくりというのは急務であります。

しかし、課題も多いのが現状であります。まず、消火水槽、消火栓、排水栓それぞれの水利が、どのようなもので、どう利用できるのかと。消火栓といっても、まず、あけなければならないですから、先ほど消防団の中で、バールを含め器材も不足しているというのもありましたが、そのようなものも必要になってまいります。消防団の方、多々おられるかと思いますが、ふだんからそのような消防水利を使ったり、消防ホースを使っているのであればいいのであります。一般の都民にはなかなか、まず、水利の区別から、また、どこにあるのか、その位置からわからないことが多々あるかと思っております。

消防訓練におきましても、これまで、三月十一日以降、一年以上がたって、各地域でそれぞれ町会や自治会、商店街でも行われているかと思いますが、まだまだ避難場所の小学校に集まって消火器訓練を行う、煙体験を行う、また地震体験を行うと。もちろん必要なことでもありますから、それは大事なことでありますが、そこから進

んでスタンドパイプの訓練というのが広がっていったいないのが現状であります。

災害時において火災による被害を軽減するためには、住民が利用できる、活用できる消防水利を周知するとともに、地域の消防水利を利用した実践的な放水訓練、これまでの防災訓練というより、放水訓練をさらに推進すべきと考えておりますが、いかがですか。

○北村消防総監 震災時に火災による被害を軽減するためには、地域住民が防火水槽、消火栓、排水栓などの水利を活用し、初期消火を効果的に行うことが重要でございます。

このため、当庁では、軽可搬消防ポンプによる防火水槽からの取水を初め、スタンドパイプを活用した消火栓、排水栓からの放水など、水利の特徴に応じた資器材の取扱要領や放水技術の習得を目的に、防火防災訓練の機会を通じて周知、啓発を図っているところでございます。

今後とも、消防団、関係機関と連携し、実践的な放水訓練をより一層推進して地域防災力の向上に努めてまいります。

○田中委員 実践を進めていくということですので、ぜひ進めていただきたいのですが、お話をしていますスタンドパイプというのを、まさに今回、活用促進という項目まで上げられていたのですが、これが、私は、あれに書いてあって、すべての市区町村に装備がされるのかと思ったら、そうではないということでありました。また、どれだけこれが普及しているのかということも、まだ詳細なデータもないということをお聞きしました。

前回の委員会の中でも、杉並区は、すべての小中学校で震災救援所になったりしまして、ここに一本ずつ、もうスタンドパイプが配置をされているということでもあります。私たち大田区も、全町会にスタンドパイプを配布することが補正予算で決まったり、その対応は区市町村によってまちまちであります。スタンドパイプを初期消火の強化として掲げるのであるならば、物が無いのでは話になりません。区市町村によってばらつきがないように、ぜひしっかりと都は現状を把握して、普及を早急に進めていただきたいということを要望して、最後の質問に移ります。

環状線を中心に、今、都は、緊急避難道路の耐震化等の対策が進んでおるのは周知の事実であります。木造密集地の火災等の対応が大事なことは、さらにいうまでもありません。

建築基準法の第四十二条の二項に該当する道路、個人が所有し道路として使用されている場合には、固定資産税等が非課税として扱われると聞いております。しかし、そこには花壇が置かれていたり、ひどい場合には車が置かれていたりという場合があって、火災時の通路として防災上問題があるのではないかと考えております。

まず、このような道路についても非課税として取り扱っているのかお聞きをします。

○新田主税局長 お話の建築基準法第四十二条第二項に規定いたします、いわゆる二項道路におきまして、個人等が所有し道路として使用されているものにつきましては、所管の都税事務所におきまして、非課税申告書の提出を受けた後、職員が現地調査を実施いたしまして、地方税法第三百四十八条第二項第五号に定める公共の用に供する道路と認められました場合には、固定資産税等の非課税として扱っております。

ご指摘の花壇や車が常態的に置いてある場合など、非課税要件を満たしていないことが確認されました場合には、非課税を認めておりません。

○田中委員 この非課税申請というのは、一度申告すれば更新する必要はなく、その効力は続いております。

この道路の非課税の確認調査というのをしておることではありますが、どのようにして行っているのかを伺います。

○新田主税局長 道路非課税の確認調査につきましては、当初の非課税認定の際に行います現地調査以降におきましても、各所管の都税事務所が、定期的に行う土地の現況調査にあわせて道路非課税地の利用状況確認を実施しておりまして、それにより要件を満たしていないことが確認されました場合には、非課税の取り消し処理を行っているところでございます。

○田中委員 しっかりと要件を満たしていない場合は取り消しているという話ではありますが、これもお聞きしたところ、これまでの取

り消しの件数はデータにはないということでありますから、これ、課税の問題ではありますが、災害時の妨げにならないためにも、ぜひしっかりと現地調査の対応をしていただきたいと思います。

逆をいえば、四十二条二項道路でありながら、しっかりと自分の私権を主張して、また、税金を払ってほかを通さないという方もいらっしゃるかと思います。そのような場合は、ぜひ公共に資するように道路として申請しませんかということで、皆さんが、火災のとき、また震災のときに人、車が通れるようにしてもらおうように、インセンティブとしてこの非課税制度を利用すればいいかとも思っております。

どちらの場合も、結果的にそのことが災害時の道路確保にもつながることかと思っておりますので、周知徹底するためにも、この紙一枚が、一応できますよという申請があるのですが、これだけではなくて、ぜひ一々本来の趣旨とは違いますが、なかなか木密の解消というのは、そこを再開発するとなると、五年、十年、十五年、二十年と大変長い時間がかかります。できることから、何を使ってでも、その避難路を確保する、また、木造密集地に対して対応を図るということにしていいただければと思っておりますので、以上をもちまして質問を終わります。

○大津委員長 田中健委員の発言は終わりました。